

第3回

平成26年10月14日

著作物

誰が何を 権利として主張できる？

白鷗大学
杉山 務

勝沼ワイナリー看板事件

東京地裁250702



原告看板

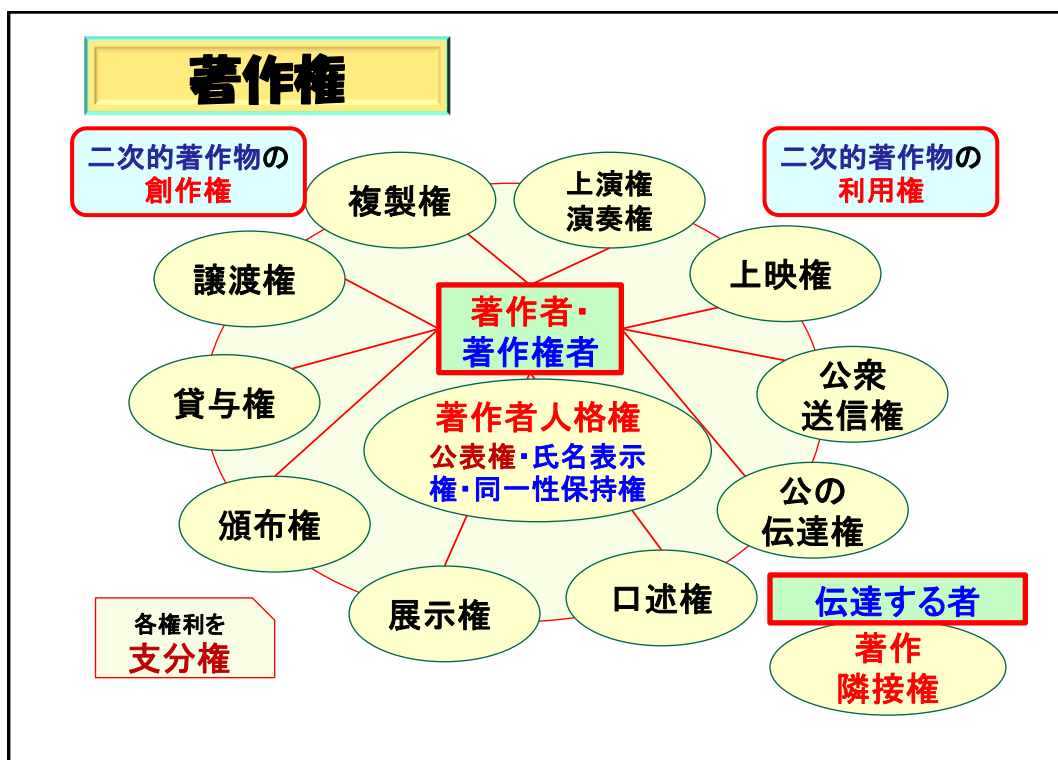


被告看板



被告の看板は原告の著作権を侵害するか

- ①ワイナリーの広告看板に「ワイナリー」や「工場見学」という文字，ワイナリーへの方向を示す矢印及び距離，ワイングラスを想起させる図形を表示することは，**一般的である**と解されること
- ②グラスの上及び中に配置した文字のバランスに工夫があるとしても，素材を用いて図柄を作成する上での配置として**ありふれたものの域**を出ないし，グラスの形状にも，格別の創作性は認められないこと
- ③文字のうち「シャトー勝沼」の部分は毛筆体を思わせるやや角張った特徴のある書体であるが，書体の形態は文字の有する情報伝達機能を発揮するため**必然的**に一定の制約を受けるものであるから，書体に著作物性を認めるためには書体が顕著な特徴を有するといった独創性があることを要するところ，上記文字の書体にそのような独創性があるとは認められないこと
- ④広告看板の背景や素材に濃い青色と白色と黄色，あるいはこれらの色と赤色を採用して組み合わせることは，他の看板においても見られるものであって(乙3)，**ありふれたもの**にすぎないこと
- ⑤本件図柄及び本件各原告看板を一体として見たとしても，文字と図柄の**単純な組合せ**にすぎず，全体として一つのまとまりのある表現物として創作性を有しているとは認められない
- ことからすれば，著作権法上保護されるに足りる創作性があるということとはできないと解される。



著作物

10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

著作物の種類

保護対象となる著作物

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

短歌、俳句、詩歌、エッセイ、シナリオ
 演説、説教、座談会の会話、暗号、手話
 展示、職業別電話帳、選挙当落予想図 楽譜など
 事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

- 二 音楽の著作物

楽曲、楽曲を伴う歌詞
 即興演奏(浪花節、ジャズ等)
 楽譜に表示されている必要はない

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1: 著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する
- 2: スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

桃中軒雲右衛門事件

明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演が著作物と言えるか**、**浪花節の実演が著作権を有するか**を争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで、桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが、海賊版の横行も加速 → 裁判

- 1, 2審とも権利侵害, 大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁, 大正3年(れ)第233號 著作権法違犯並附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所、第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興的音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主観ニ於テ其旋律力確定スル場合又ハ演奏者力特ニ樂譜ヲ作りテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音楽的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

著作物の種類

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
 ※ 演技でなく演技の型

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

書、まんが、舞台装置なども
 ※ 美術工芸品含む、応用美術（絵付け茶碗、皿）は議論あり

五 建築の著作物 <芸術的な建築物のみ>

芸術的な建造物、橋、高速道路、公園なども
 ※ 芸術性のない一般住宅は対象外

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

被告著作



本件著作



輪郭の線の太さ、目玉の配置、瞳の有無、顔と胴体のバランス、手足の形状、全体の配色等において、表現を異にしていることが明らか

カエルを擬人化した図柄で、その「表現したもの」における、基本的な表現に注目すると、①顔の輪郭が横長の楕円形であること、②目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していること、③胴体が短く、これに短い手足をつけていること、を挙げることができる。これは、擬人化する際のものとして通常予想される範囲内のありふれた表現

著作物の種類

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型 その他の図形の著作物

道路地図、住宅地図、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、建築設計図、地球儀、人体模型なども
※ 冷蔵庫等電気機器や機械の設計図は対象外

七 映画の著作物

劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、テレビコマーシャルなど
※ ただし、録画されているものに限る

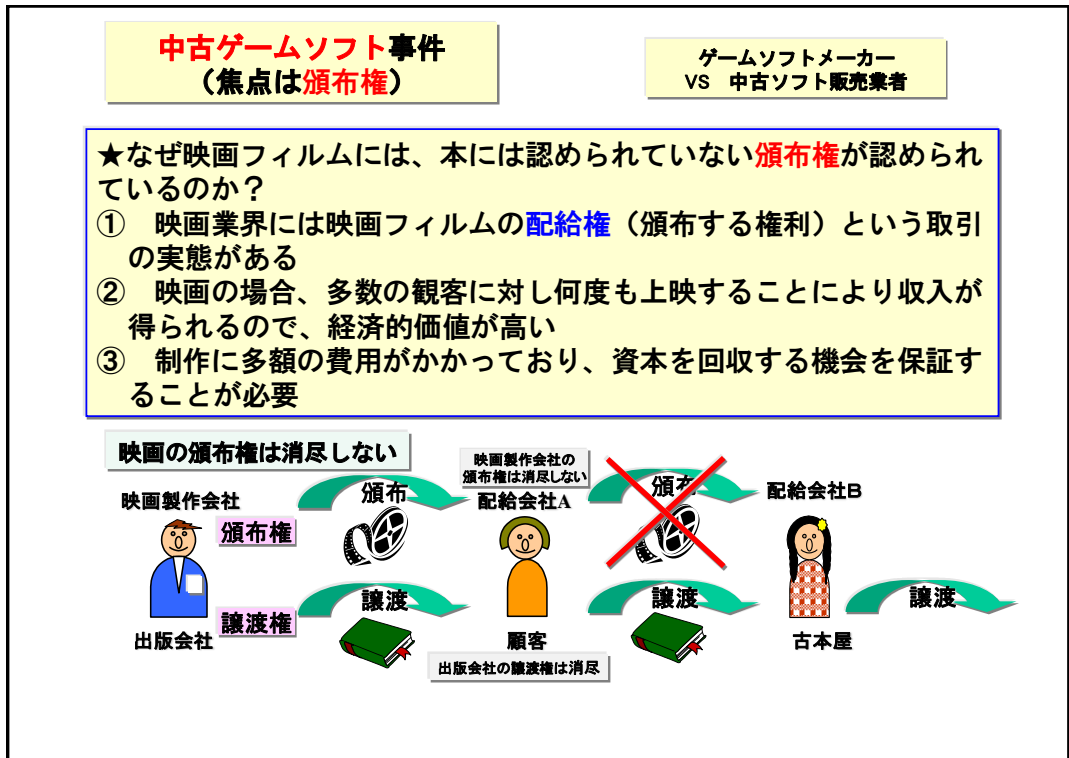
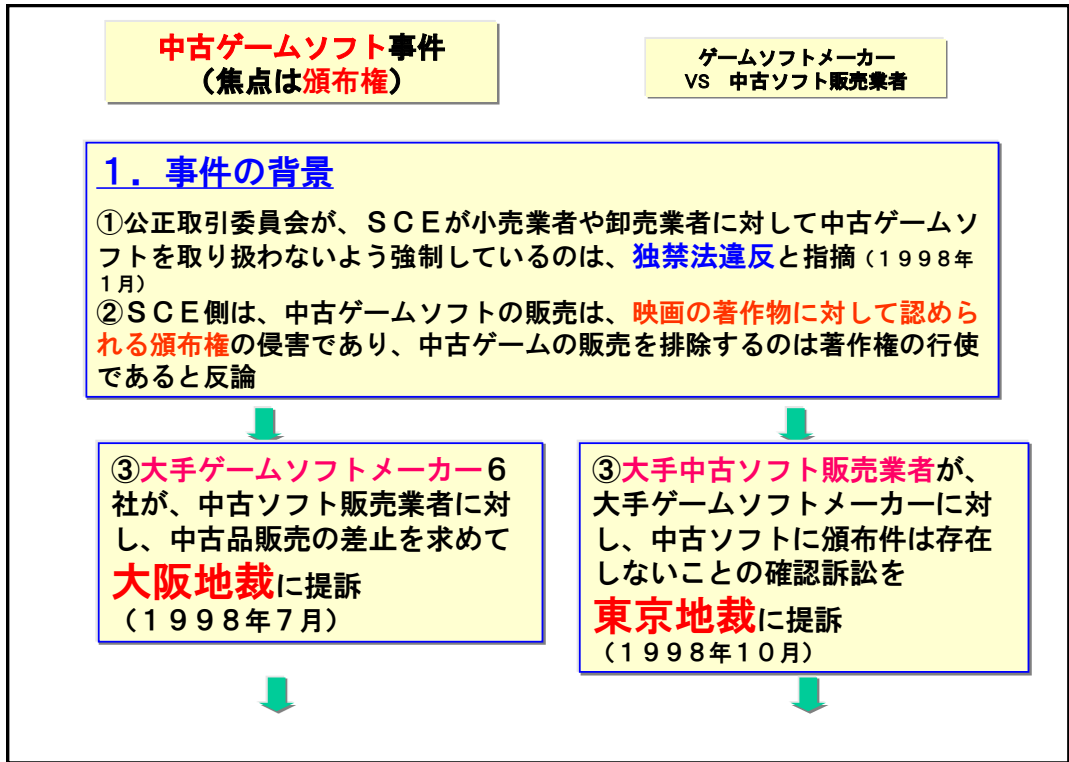
パックマン事件（焦点は上映権）

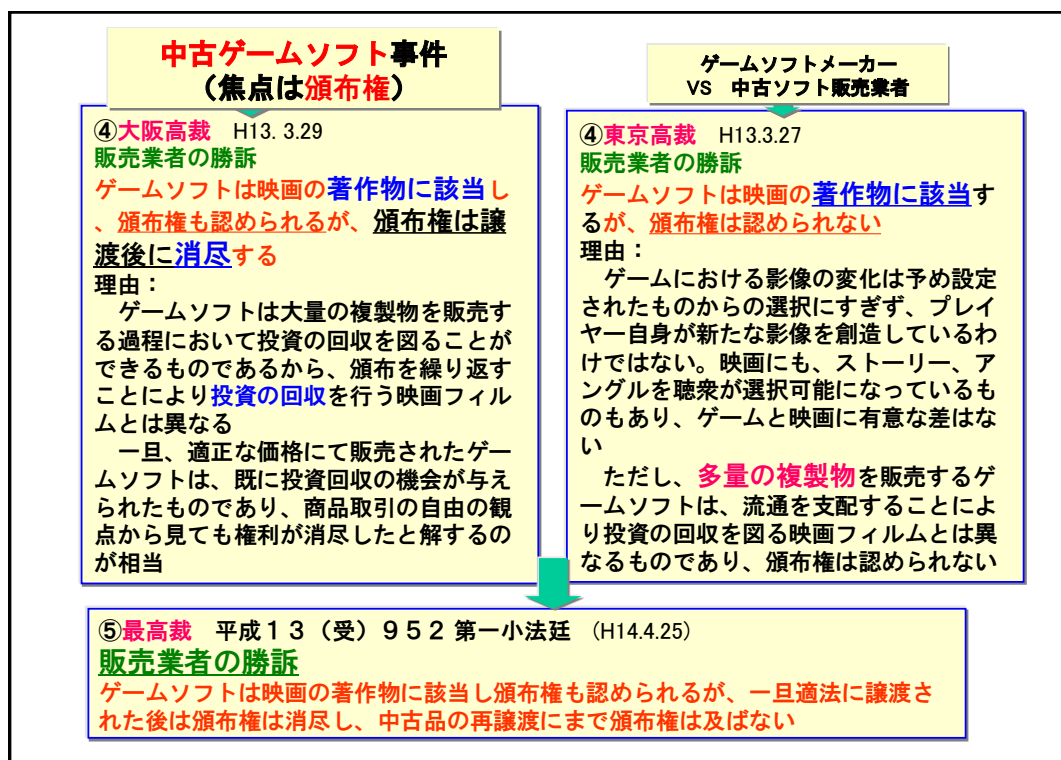
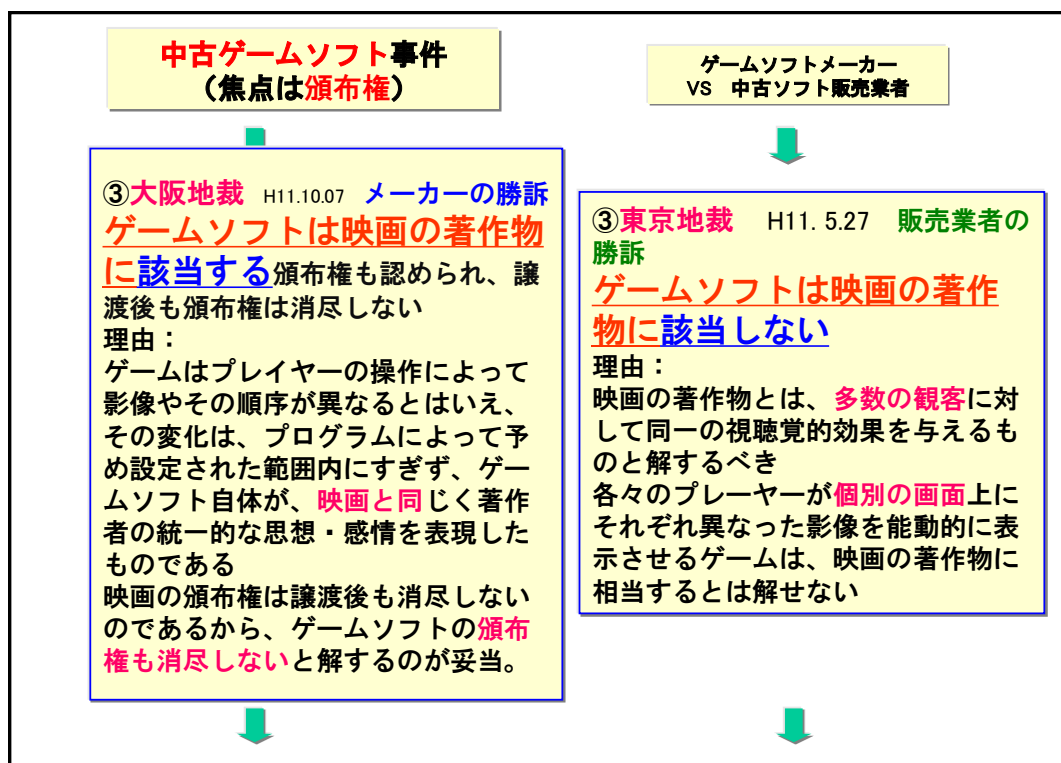
ナムコ VS
酔心興業（喫茶店「マイアミ」）

3. 裁判所の判断（東京地方昭和五六年（ワ）第八三七一号）

ビデオゲームも映画の著作物に該当する（ナムコの勝訴）

- ① ビデオゲームも、映画の効果に類似する視覚的、聴覚的效果を生じさせるものである
- ② ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり、再現性があるので「物に固定」されているとみなされる
- ③ 著作者の知的文化的精神活動の所産として産み出されたものであることも明らか





著作物の種類

八 写真の著作物

写真、グラビアなど

※ 3分間写真は、通常著作物とはならない

九 プログラムの著作物

アプリケーションプログラム、OSなど

編集著作物

編集物で素材の選択又は配列に創作性を有するもの

データベースの著作物

情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するもの



足尾銅山

『廃虚の写真は模倣』 差止め提訴

写真家の丸田さん

「作品をまねされ、著作権を侵害された」

写真集の販売差し止めと損害賠償請求

足尾銅山付近の建物（栃木県）や

旧丸山変電所（群馬県）

「長い時間をかけて文献などを調べて被写体を探し出し、現地に何度も足を運んで構図や撮影時期を選んでおり、高い創造性がある」

「類似点があまりにも多く、自分の方がまねをしたと思われ、不愉快だ」

2009年1月10日 東京新聞朝刊

著作権侵害の有無について

知財高裁230510

両者の撮影方向は左方向からか、右方向からかで異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があつたりなかったりで相違している
そもそも、撮影対象自体に本質的特徴があるということとはできない

廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。

著作物の種類

保護対象とならない著作物 13条

- ◆ 憲法や**法律**
- ◆ 告示、訓令、**通達**（国や地方公共団体発行）
白書は含まれない
- ◆ 裁判所の**判決**、決定、命令、行政庁の採決、決定
特許庁の審決
- ◆ 法律や告示、判決などの**翻訳物**、**編集物**

著作権が発生せず、著作人格権もないから加工編集自由

ま と め



ご清聴 ありがとうございました。